

下水道事業の現状と課題



総務省

令和8年2月

総務省自治財政局準公営企業室

1. 令和8年度地方財政対策等

令和8年度地方財政対策の概要【下水道事業関係】

1 公営企業の経営基盤の強化

- 地方公共団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)

2 インフラ老朽化対策の推進

- 埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加
- 事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業に対する一般会計からの繰入割合を拡充
- DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査経費に係る特別交付税措置を創設

3 DX・GXの推進

- 「脱炭素化推進事業費」について、一部、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 「デジタル活用推進事業費」について、地方団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備を対象に追加するとともに、地方団体の情報システム等の整備の取組状況を踏まえ、事業費を500億円増額

4 防災・減災対策の推進

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長

5 物価高・官公需の価格転嫁への対応

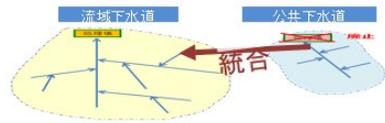
- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を普通交付税の算定に反映

下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

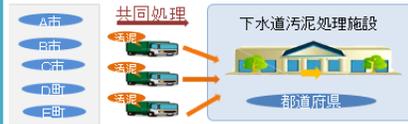
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



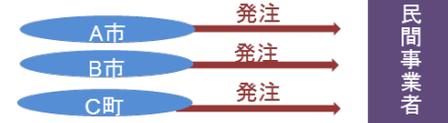
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



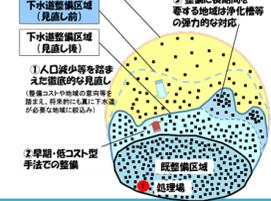
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかりに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 ○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視 <small>(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等)</small> ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減 <small>(50年間の試算)</small> ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費を削減 <small>(20年間の試算)</small> ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資 <small>(既存施設を更新しない)</small> 約34億円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

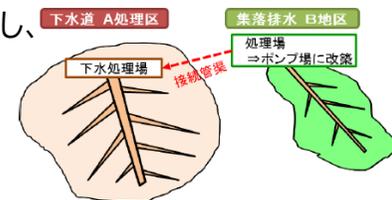
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」策定の要請> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <u>繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ</u>	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
 - ・ 地方債の繰上償還に要する経費
 - ・ 退職手当の支給に要する経費
- 等 ※資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

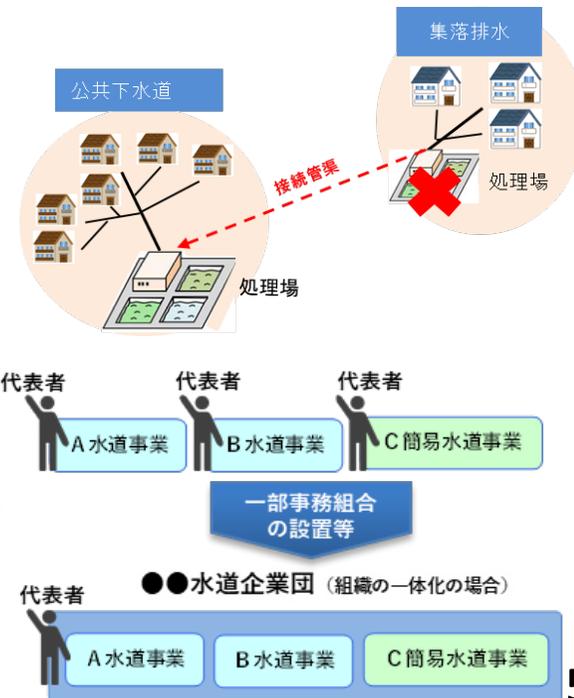
下水道事業

- 集落排水を公共下水道に接続
 - 集落排水を合併浄化槽に転換
- 汚水処理場の撤去など

水道事業

- 簡易水道を上水道に統合
 - 他の地方公共団体と事業を統合
- 浄水場の撤去など

※病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



個人設置型合併浄化槽への転換事例（静岡県南伊豆町）

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、人口密度が小さいエリアにおいて漁業集落排水施設から経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個人設置型浄化槽への転換を行った。

公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）

具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

財源スキーム

- 総事業費：浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円
- 処理施設の解体等については、一般会計において過疎対策事業債（ソフト）の活用により対応
- 浄化槽設置費については、一般会計において過疎対策事業債（ハード）の活用等により対応

廃止した施設	処理施設 1 か所（漁業集落排水）	
対象施設を整備する際に活用した補助金	漁業集落環境整備事業補助金	
廃止等に要した経費	施設撤去費	処理施設の解体等 30,928千円
	繰上償還	—（償還済のため）
	補助金の返還	—（財産処分基準に該当）
	その他	浄化槽設置費 144,436千円（※1）

※1 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件としている。

栃木県足利市上下水道部下水道施設課

取組の概要

効率的かつ経済的な汚水処理の経営を図るため、農業集落排水事業を廃止して公共下水道事業へ編入した。

◆**総事業費** 調査・設計費10,908千円、工事費31,361千円

◆背景

- 彦谷地区農業集落排水事業の管渠及び処理プラント等の修繕及び更新に多額の費用が見込まれていた。
- これらの課題を解決するため、公共下水道事業へ編入することとした。

◆具体的内容

- 彦谷地区農業集落排水事業の処理施設を廃止し、隣接している公共下水道まで管渠を整備することで、公共下水道事業へ編入・接続した。
- 廃止した農業集落排水処理施設は、農林災害等に対応する資材等を備蓄するための防災資材倉庫として有効活用することとした。

◆効果

- 農業集落排水処理施設の廃止により、汚水処理経費が削減された（▲約3,300千円/年）。

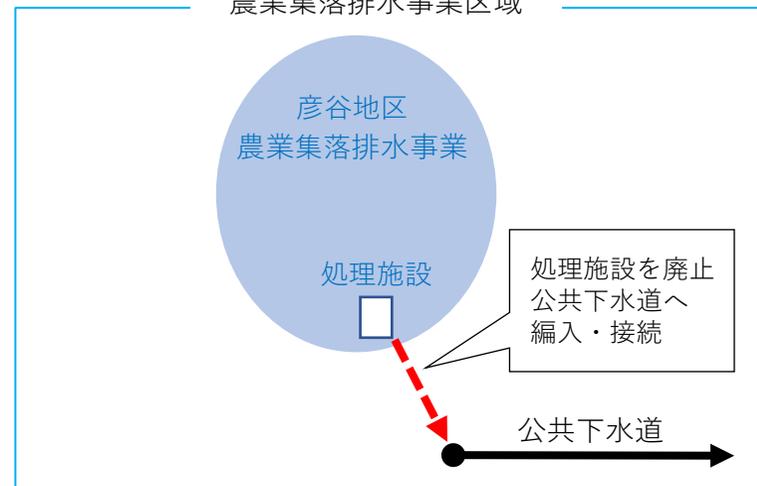
取組のポイント

- 公共下水道事業において、公営企業会計への移行準備を進める中で、農業集落排水事業を公共下水道事業に統合することで、汚水処理経費が削減され、効果的な維持管理が可能となるため、公共下水道事業へ編入を進めた。

公営企業情報

- 行政区域内人口 144,055人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積 177.76km²（令和4年1月1日時点）
- 処理区域内人口 111,614人（令和3年度決算）

農業集落排水事業区域



取組のスケジュール

- 平成29年3月 事業廃止の検討を開始。
- 令和元年度 農業集落排水事業を廃止。
- 令和2年4月 公共下水道事業へ供用開始。

今後の展望

- 公共下水道事業へ編入した管路施設の維持管理費用の抑制を検討する。

【参考】公営企業の用途廃止施設の処分に要する経費に係る地方債(公営企業施設等整理債)

1 概要

一般会計債における公共施設等の除却についての地方債の特例措置の創設に合わせ、水道事業等に限定されていた「用途廃止施設の処分に要する経費」の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げるもの(公営企業施設等整理債)

2 対象事業

(1) 要件

次の条件のいずれかを満たしていること

- ① 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること
- ② 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

(2) 要件の確認

起債の協議又は許可申請に当たっては、別途定める「公営企業施設等整理債に関する事業計画書」を策定、提出させる

3 対象経費

用途廃止施設の処分に要する経費(以下の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額)

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費
- ・ 施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等

4 資金、償還期限、充当率

資 金：民間資金

償還期限：原則10年以内(ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。)

充 当 率：100%

【対象イメージ】

施設撤去



水道施設等整理債対象事業



1. 個人設置型合併処理浄化槽の整備（国庫補助事業、地方単独事業、S62～）

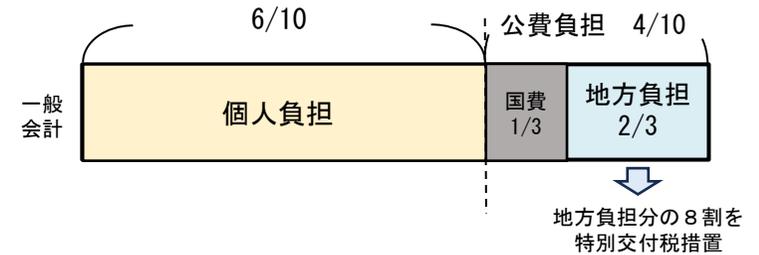
1. 対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

2. 地方財政措置

- ・ 事業費の6/10については、個人負担。
- ・ 公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
- ・ **公費負担分のうち地方負担分について、その8割を特別交付税措置。** ※財政力補正あり。
※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の8割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合



2. 特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業（国庫補助事業、H6～）

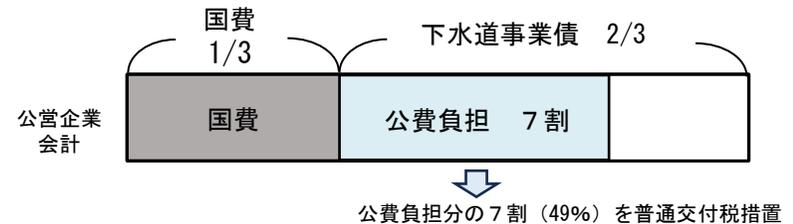
1. 対象事業

環境省所管の循環型社会形成推進交付金等（補助率1/3）又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金（補助率1/2）をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

2. 地方財政措置

- ・ 地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の7割について公費負担と設定。
- ・ **一般会計繰出金の7割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。**

【財源イメージ】※特定地域生活排水処理事業の場合



- ※1 特定地域生活排水処理事業：環境省所管交付金を受けて市町村が実施する、合併処理浄化槽の整備事業
- ※2 簡易排水施設整備事業：農水省所管交付金を受けて市町村が実施する、山村等の中山間地域において、各戸（3戸以上20戸未満）から排出される汚水を集合処理する合併処理浄化槽の整備事業

3. 個別排水処理施設整備事業（地方単独事業）

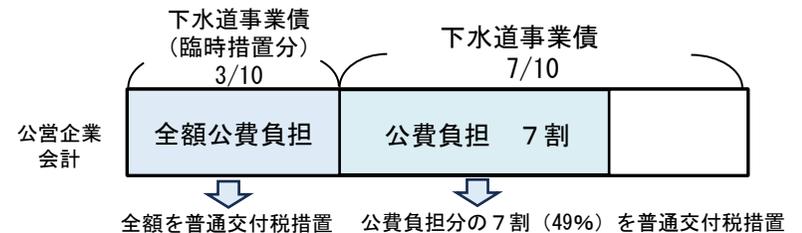
1. 対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業（設置戸数20未満）

2. 地方財政措置

- ・ 事業費の1/3に対して下水道事業債（臨時措置分）を充当。
臨時措置分について、全額公費負担とした上で、公費負担分の全額を普通交付税措置。
- ・ 残余について、下水道事業債を充当し、7割について公費負担と設定し、**一般会計繰出金の7割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。**

【財源イメージ】



4. その他

浄化槽への転換に伴う公共下水道等の除却（公営企業施設等整理債）

【対象経費】施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費、施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費、施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費 等
【交付税措置等】 充当率100% 元利償還金に対する交付税措置無し

○ 埼玉県八潮市で発生した事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、地方財政措置を拡充する

1. 下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

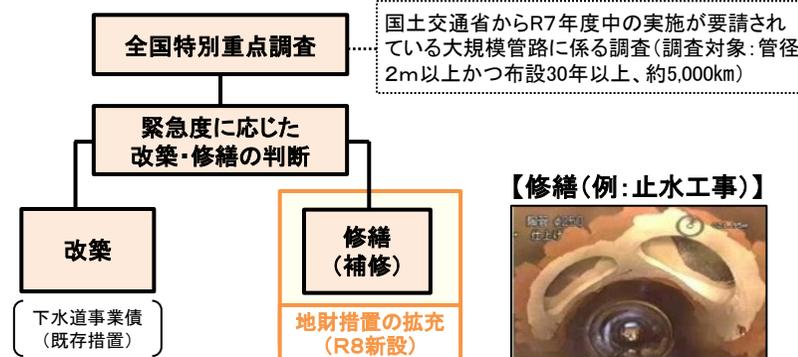
下水道

埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加

【事業期間】令和8年度～令和12年度

【地方財政措置】修繕に要する経費を下水道事業債の対象に追加し、人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

※ 改築の場合と同様



2. 水道管路耐震化事業「重点対策分(仮称)」の創設

上水道

事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4(一般対策分)から1/2に拡充

【事業期間】令和8年度～令和12年度(従来の水道管路耐震化事業についても令和12年度まで延長)

【地方財政措置】上積事業費の1/2を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



【事故発生時に社会的影響が大きい管路】
口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設又はこれらを横断する管路

3. DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査

上下水道

上下水道管路に係る点検・調査の効率化・高度化等を進めていくため、DX技術を活用した点検・調査に係る委託経費について、地方財政措置を講ずる。

※「上下水道DX技術カタログ」(令和7年3月国土交通省公表)に掲載された技術が対象

【事業期間】令和8年度～令和9年度

【地方財政措置】事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、繰出額の50%を特別交付税措置

上下水道DX技術カタログ



- 上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資する「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できるDX技術(計163技術)を掲載。
- 今後も定期的にカタログに掲載する技術を追加し、内容を充実。
- カatalogを活用し、全国の上下水道において、**今後3年程度でDX技術を標準実装。**

目的・要素技術等の条件から効率的にカタログ掲載技術を引き出すことが可能

対象施設

水道			下水道		
取水施設	導水施設	浄水施設	汚水処理施設	汚泥処理施設	ポンプ場施設
送配水施設	給水装置	その他	管路施設	その他	

目的

点検調査	劣化予測	施設情報の管理・活用
------	------	------------

要素技術

人工衛星	AI	ビッグデータ解析	ドローン	TVカメラ
スマートメーター	IoT	センサー	ロボット	



希望する条件を選択して検索

- ※検索条件例
- ・下水道管路施設
 - ・点検調査
 - ・ドローン

検索結果 5件

技術名	技術の保有者
〇〇技術	〇〇(株)
〇〇技術	(株)〇〇
...	...

個別の技術情報へ

ドローンによる管路内の調査技術

- ・ 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- ・ 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



管路の点検調査技術掲載例

打音調査（衝撃弾性波法）による管路の健全度評価技術

- ・ 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- ・ 管路の健全度や安全度を定量的に評価



路面下空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、路面から深さ3.0mの範囲にある空洞を検出
- ・ 短期間で広範囲の調査が可能



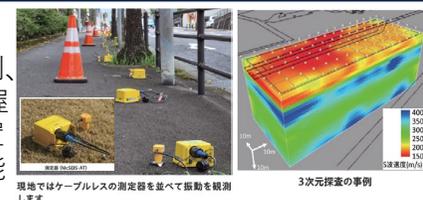
地中レーダによる空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、覆工厚さや背面空洞を連続的に調査可能



常時微動の解析による地盤の緩み領域の把握

- ・ 自然界や人間活動による微小な振動を観測、解析することで「地盤の緩み領域」を把握
- ・ サウンディング等貫入試験を実施する位置を、効果的・効率的に設定することが可能



- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、再生可能エネルギー等の導入、汚泥の活用や高温焼却によるN₂Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

※ 赤字はR8拡充分

- 再生可能エネルギー等の導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用、**設備の省エネルギー改修**)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
 - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
 - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外



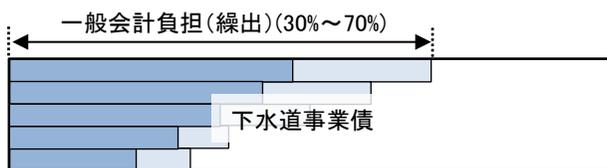
事業期間

- **令和8年度～令和12年度(5年間延長)**

地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の50%を普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常下水道事業債を充当)

通常



元利償還金の **16~44%** を普通交付税措置

※単位費用を除く

脱炭素化推進事業



元利償還金の **33~47%** を普通交付税措置

= 1/2 × 50% + 1/2 × (16~44%)

1. 一般会計からの負担又は助成に対する地方財政措置

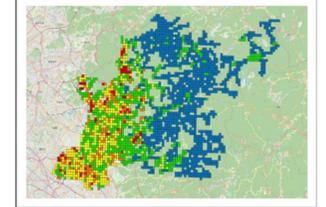
- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

(水道スマートメーター)



(水道管路劣化状況点検システム)



2. 公営企業債の同意等対象経費

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

(1) 公営企業デジタル活用推進事業債 (資金手当)

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

(2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債

- ① 水道事業における広域化に伴い必要なもの
- ② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの
- ③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

※ 令和8年度より、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備を対象に追加

(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



3. 事業期間

令和11年度までの5年間

緊急自然災害防止対策事業債(公共下水道事業関係)(R8~R12)

対象経費等

○ 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業（※）

※ 基本的に国庫補助要件を満たさない小規模な事業を対象とするが、流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業の場合は、国庫補助要件を満たす事業も対象

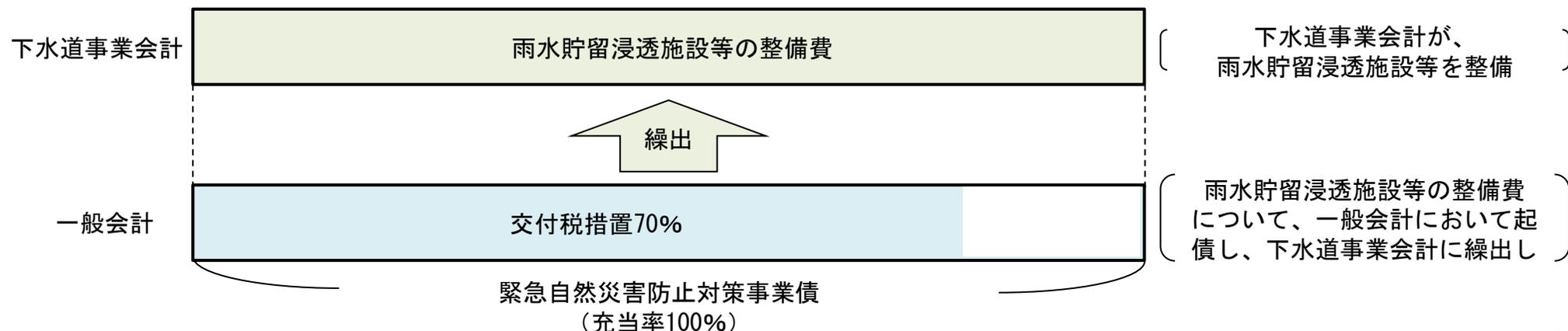
○ 公共下水道事業において、以下の対象施設の整備に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額が緊急自然災害防止対策事業債の対象経費となる

[対象施設] 雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む）、雨水ポンプ、樋門、樋管の整備

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

【参考】資本費平準化債

資本費平準化債

○ 公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金が減価償却費を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額に対する起債

※ 公営企業会計を前提とした経営を行う場合、公営企業債の元金償還期間と公営企業施設の減価償却期間が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差により構造的に資金不足が生じてしまうことがあるため、その資金不足を補うためのもの

資本費平準化債の対象拡充(R6～)

○ 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、令和6年度から資本費平準化債の対象経費を拡充。

【資本費平準化債発行可能額】

資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 減価償却費相当額等

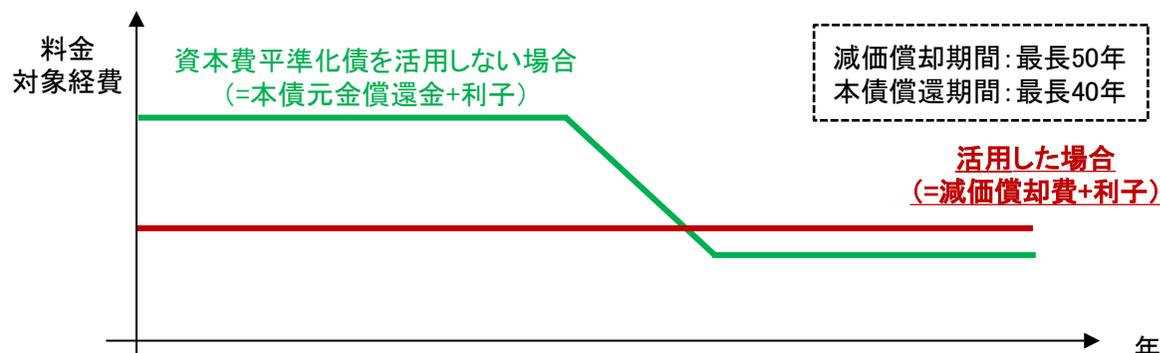
※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較



- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助等や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

令和8年度地方債計画

令和8年度地方債計画については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとする。併せて、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

(1) 概況

総額は9兆4,738億円となり、前年度に比べて3,835億円、4.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は6兆1,448億円で、前年度に比べて1,828億円、3.1%の増、公営企業会計等分は3兆3,290億円で、前年度に比べて2,007億円、6.4%の増となっている。

(2) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上下水道の老朽化対策をはじめとする、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進できるよう、所要額を計上している。

※ R7:13,918億円 → R8:15,373億円(+1,455億円、+10.5%)

(3) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.5%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

【参考】 地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区 分	令和8年度計画		令和7年度計画		差引		増減率 (C)/(B)×100
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	40,308	42.5	38,776	42.6	1,532		4.0
財政融資資金	23,558	24.9	22,699	25.0	859		3.8
地方公共団体金融機構資金	16,750	17.7	16,077	17.7	673		4.2
(国の予算等貸付金)	(140)	—	(177)	—	(Δ37)		(Δ20.9)
民 間 等 資 金	54,446	57.5	52,142	57.4	2,304		4.4
市 場 公 募	34,000	35.9	32,600	35.9	1,400		4.3
銀 行 等 引 受	20,446	21.6	19,542	21.5	904		4.6
合 計	94,754	100.0	90,918	100.0	3,836		4.2

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆3,600億円(前年度比Δ500億円、0.8%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

【参考】令和8年度地方債計画

令和8年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,765	15,908	△ 143	△ 0.9
2 公営住宅建設事業	1,083	1,100	△ 17	△ 1.5
3 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,726	5,723	1,003	17.5
(1) 学校教育施設等	3,143	2,670	473	17.7
(2) 社会福祉施設	365	367	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	1,989	1,603	386	24.1
(4) 一般補助施設	692	546	146	26.7
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,125	26,625	1,500	5.6
(1) 一般	3,043	2,493	550	22.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,921	3,221	700	21.7
(5) 旧合併特例	1,400	2,500	△ 1,100	△ 44.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	1,350	900	450	50.0
(13) 高等学校教育改革等推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	6,700	6,490	210	3.2
(1) 辺地対策	600	590	10	1.7
(2) 過疎対策	6,100	5,900	200	3.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	60,671	58,118	2,553	4.4
二 公営企業債				
1 水道事業	7,912	7,339	573	7.8
2 工業用水道事業	398	420	△ 22	△ 5.2
3 交通事業	1,652	1,584	68	4.3
4 電気事業・ガス事業	173	260	△ 87	△ 33.5
5 港湾整備事業	634	618	16	2.6
6 病院事業・介護サービス事業	6,378	5,998	380	6.3
7 市場事業・と畜場事業	456	395	61	15.4
8 地域開発事業	991	1,346	△ 355	△ 26.4
9 下水道事業	15,373	13,918	1,455	10.5
10 観光その他事業	100	107	△ 7	△ 6.5
計	34,067	31,985	2,082	6.5
合 計	94,738	90,103	4,635	5.1

(単位: 億円、%)

項 目	令和8年度 計画額(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	0	0	0	0.0
四 退職手当債	-	800	△ 800	△ 100.0
五 国の予算等貸付金債	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
総 計	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
内 普通会計分	61,448	59,620	1,828	3.1
訳 公営企業会計等分	33,290	31,283	2,007	6.4
資金区分				
公 的 資 金	40,292	38,761	1,531	3.9
財 政 融 資 資 金	23,546	22,688	858	3.8
地方公共団体金融機構資金	16,746	16,073	673	4.2
(国の予算等貸付金)	(139)	(176)	(△ 37)	(△ 21.0)
民 間 等 資 金	54,446	52,142	2,304	4.4
市 場 公 募	34,000	32,600	1,400	4.3
銀 行 等 引 受	20,446	19,542	904	4.6

その他同意等の見込まれる項目

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき推進が特に必要となる施策に係る直轄事業及び補助事業の地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 財政再生団体が発行する再生振替特別債
- 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

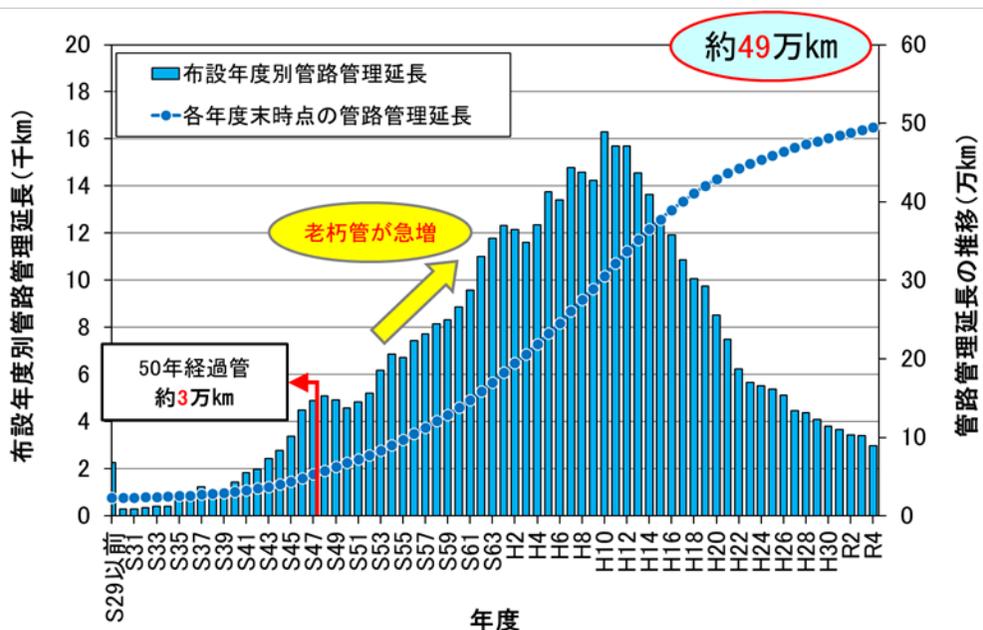
農業構造転換集地对策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。
公営企業経営改善特別債については、一般事業の内数である。

2. 下水道事業の現状等

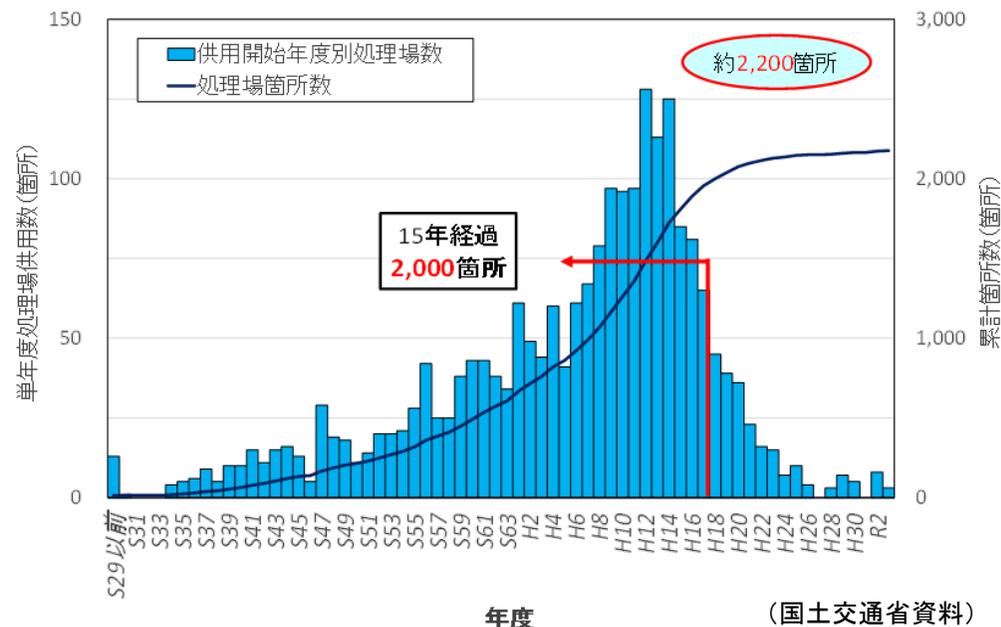
下水道事業の老朽化の状況等

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長について、R4末現在で約3万km（総延長の約7%）となっているが、**20年後には約20万km（約40%）**となるなど、**今後は急速に増加する見込み**。
- **下水処理場**においては、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所（全体の90%）と**老朽化が既に進行している状況**。

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)

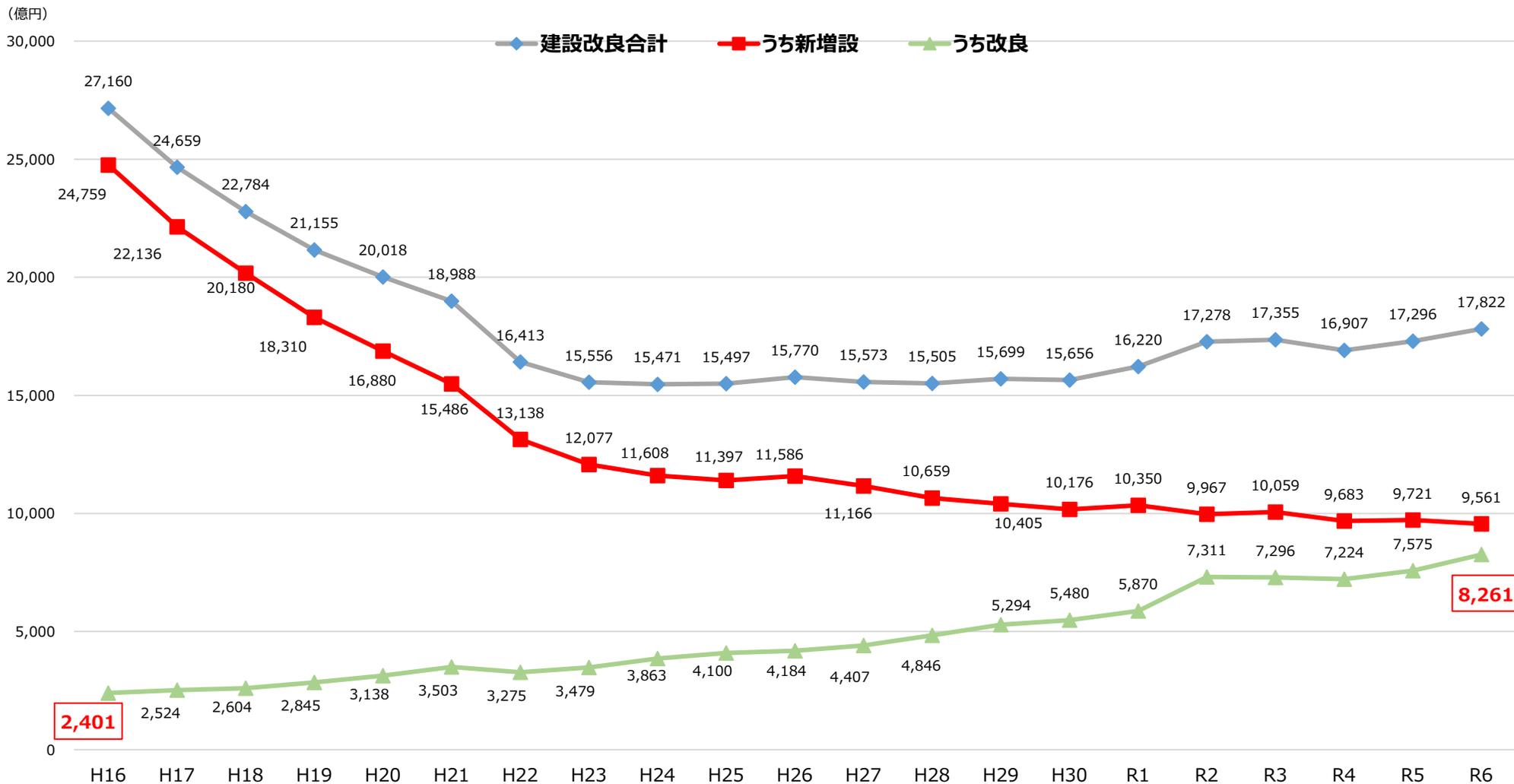


■【参考】下水道管路の全国特別重点調査

- 全国特別重点調査において、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて調査を実施している。
- 具体的には、「管径2m以上」、「30年以上経過した管路を対象として（対象延長：約5千km）のうち、「埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の条件の箇所」等を対象として優先的に調査を実施している（対象延長：1,000km、夏頃までに実施）。

下水道事業の建設改良費の推移

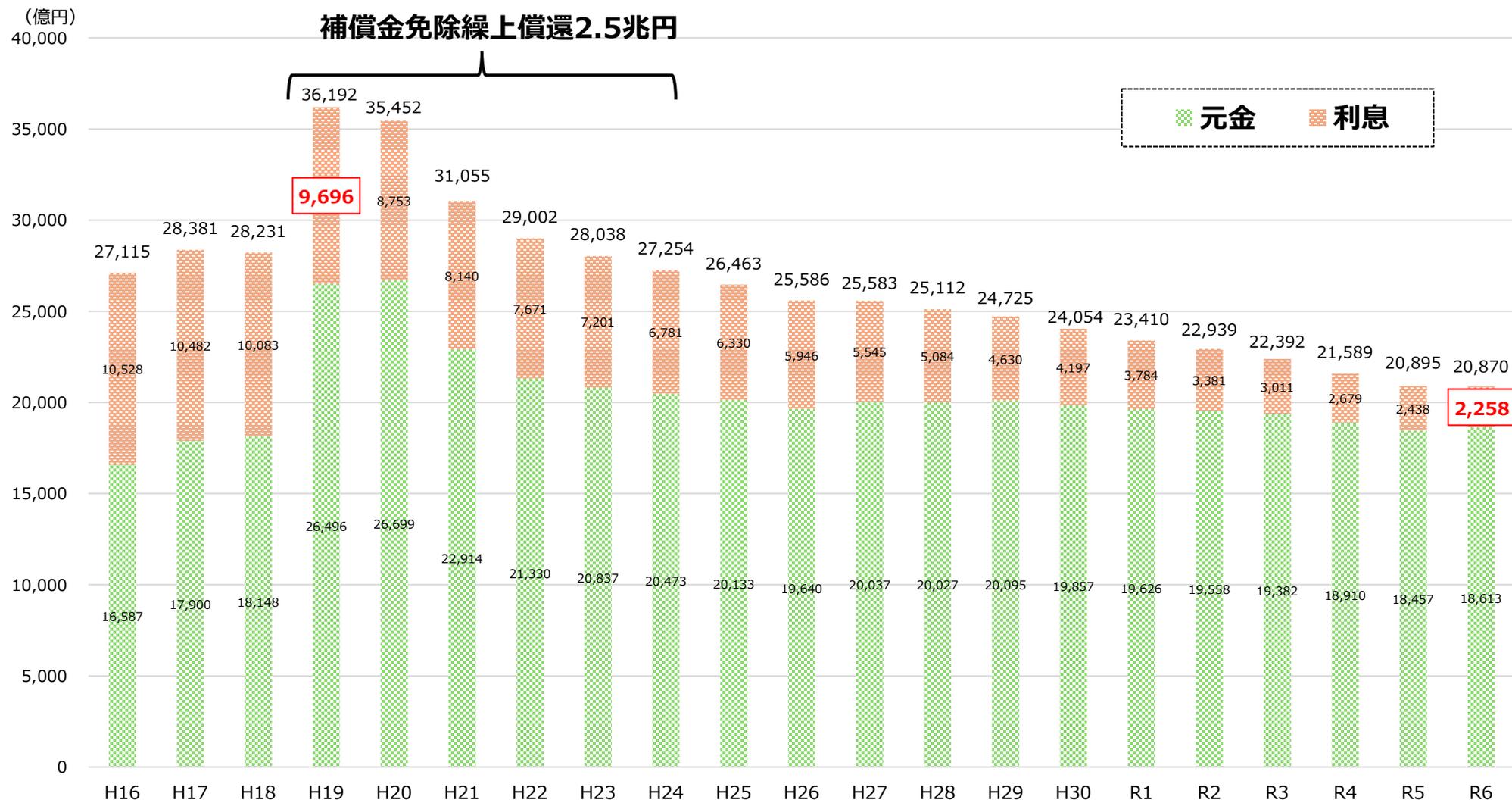
- 建設改良費について、新增設に係る費用の減少に伴って全体で減少傾向にあったが、R1以降、増加に転じている。
- 「新增設」に係る費用については直近20年間で▲56%の減少（H16:2.2兆円→R6:0.9兆円）となっている一方で、**既存施設の「改良」に係る費用については+244%の増加（H16:0.2兆円→R6:0.8兆円）**となっている。



※ 決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

下水道事業の元利償還金の推移（H16～R6）

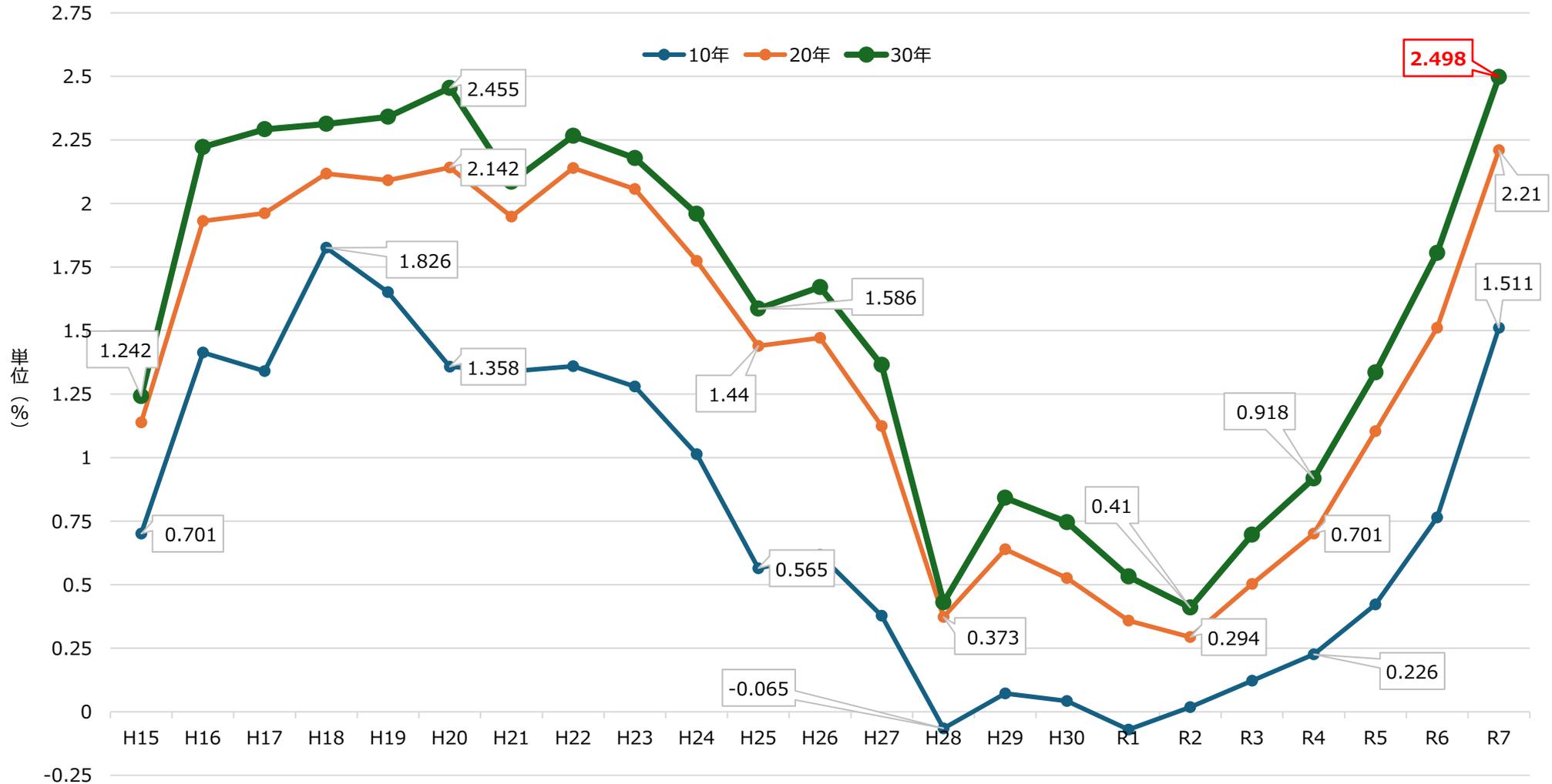
- 下水道事業の元利償還金については、建設改良費の減少に伴って、平成19年度（3.6兆円程度）をピークに減少傾向にあり、令和6年度には2.1兆円程度となっている。
- **平成19～24年度に補償金免除繰上償還を実施したこと等により、利払費は減少傾向**となっている。



※決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）。

【参考】国債金利の動向等

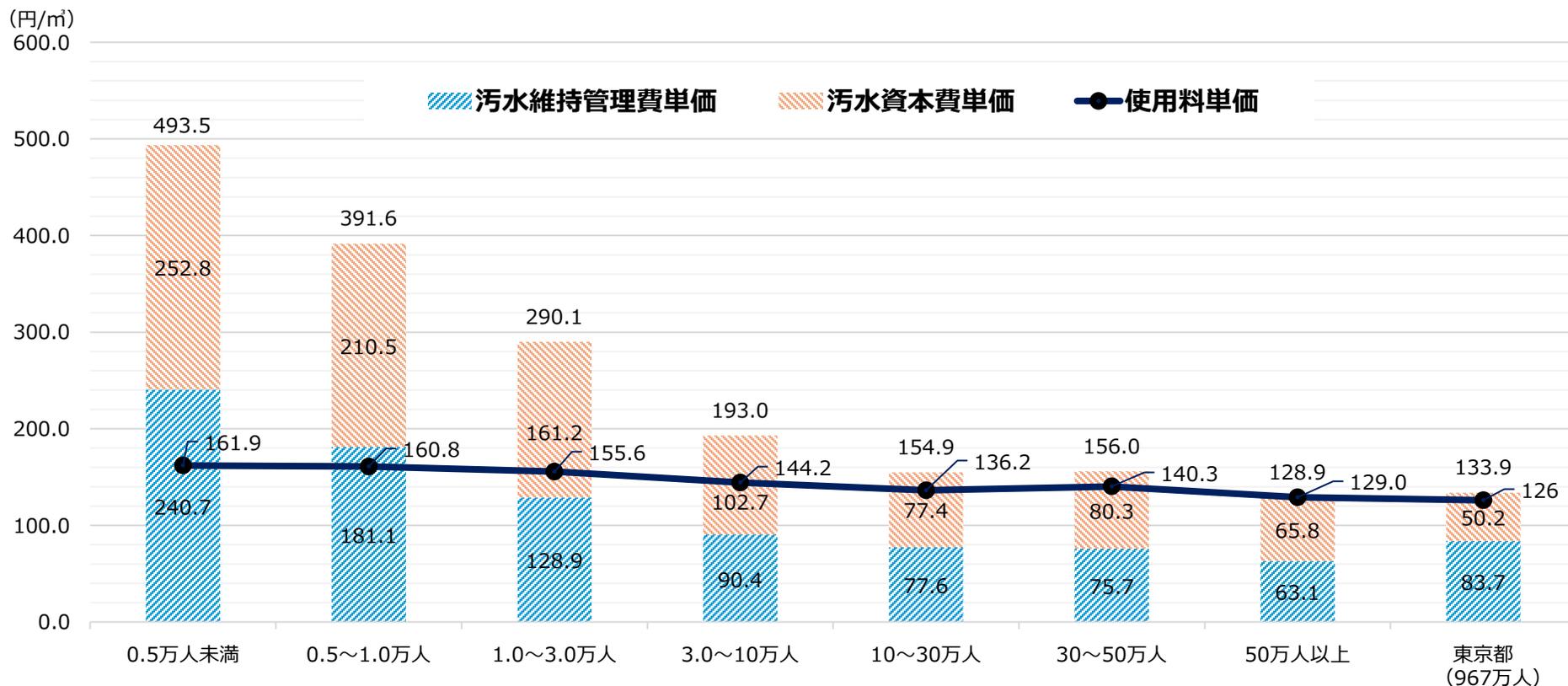
- ゼロ金利政策等により、H20～R2にかけて、長期国債（償還期間：10～30年）の利回りは減少傾向。
- 一方で、R2以降は金利上昇局面となっており、**R7にはH20と同程度の金利水準に戻っている（30年国債で2.5%程度）**。



※ 数値は財務省HPより作成 (https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)。
 ※ 金利については、当該年度の4月時点のもので、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した主要年限毎の半年複利金利を表示。

(人口規模別) 汚水処理単価と使用料単価

- 汚水処理単価について、**人口規模が小さくなるほど処理原価が高くなる傾向**にあり、「**0.5万人未満**」(493.5円/m³)のグループは「**50万人以上**」(128.9円/m³)の**4倍程度**の水準となっている。
- 使用料単価についても同様の傾向にあるが、「0.5万人未満」は「50万人以上」の**1.3倍程度**の水準となっている。



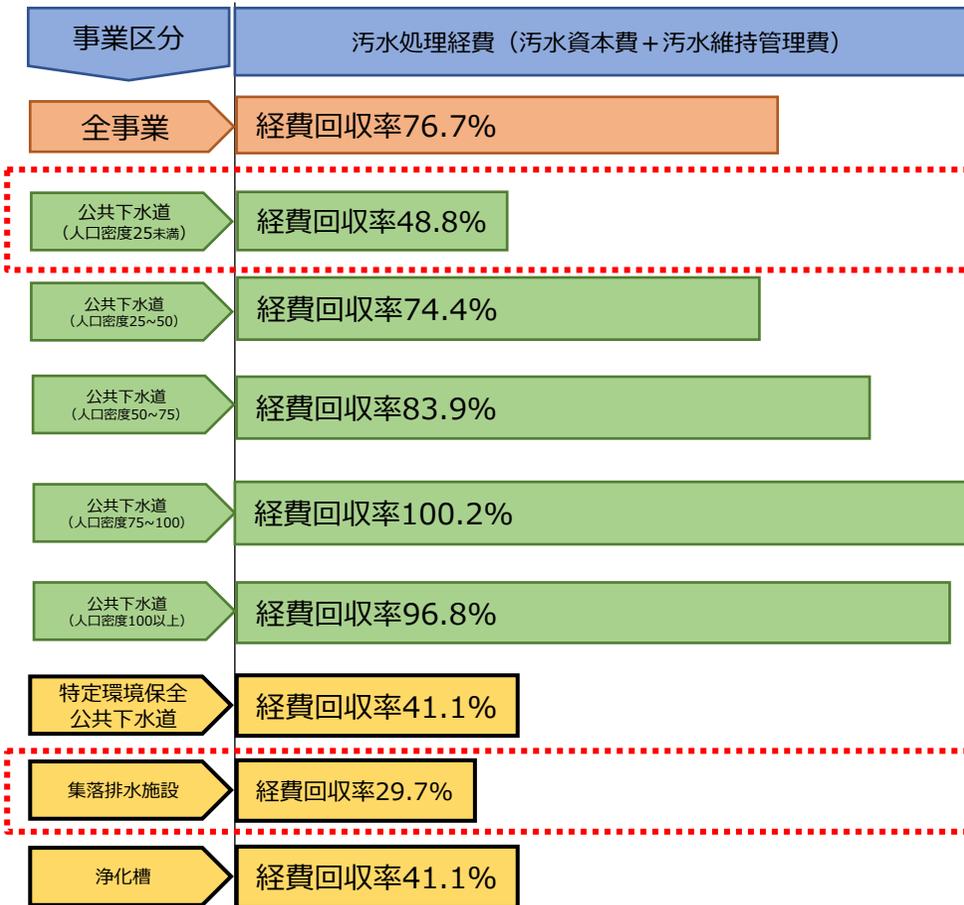
処理区域内人口規模	0.5万人未満	0.5~1.0万人	1.0~3.0万人	3.0~10万人	10~30万人	30~50万人	50万人以上	東京都
事業数	1,153	340	447	307	131	36	22	1
資本費割合	51.2%	53.7%	55.6%	53.2%	49.9%	51.5%	51.1%	37.5%
維持管理費割合	48.8%	46.3%	44.4%	46.8%	50.1%	48.5%	48.9%	62.5%

※ 令和5年度決算統計により作成(対象事業数:2,437事業)。対象事業:特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用事業(公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽)
 ※ 汚水処理単価・使用料単価:各経費または年間使用料収入を年間有収水量(m³)で除したものの。なお、汚水処理経費には公費負担分を含む。
 ※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

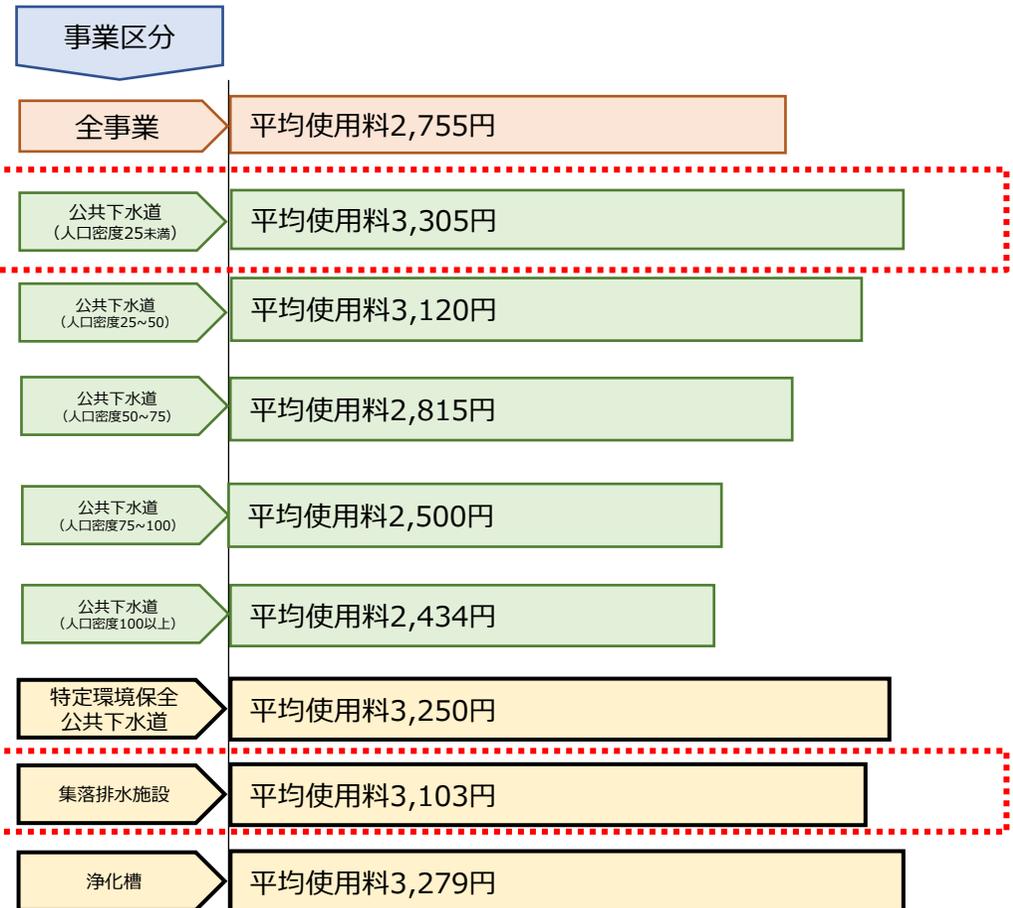
下水道事業の経費回収率と使用料

- **処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向**がある。
- 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率 (R5)



・使用料 (R5) ※20㎡あたりの金額 (月あたり)

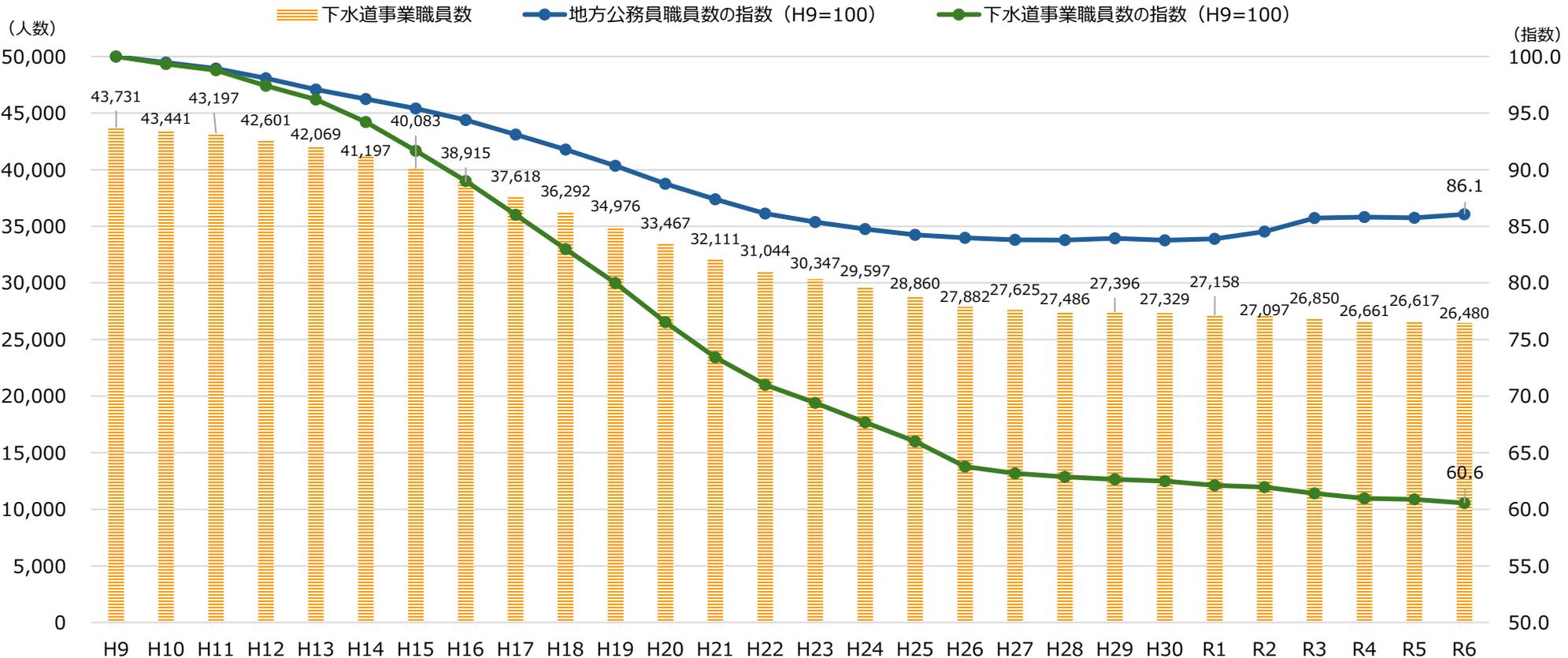


※汚水処理経費：汚水事業費に係る公費負担控除前の汚水処理経費（資本費＋維持管理費）
 ※特定公共下水道、流域下水道は除く。

※特定公共下水道、流域下水道は除く。

下水道事業における職員数の推移

- 下水道職員について、ピーク時の平成9年度には約4.4万人であったが、令和6年度には約2.7万人（▲17,000人、▲39.4%）となっており、**地方公務員全体の減少率（平成9年度比▲13.9%）と比較しても、減少率が大い状況**となっている。
- 1事業あたりの職員平均数は平成9年度には10.5人であったが、**直近R6には7.4人（▲29.6%）**となっている。



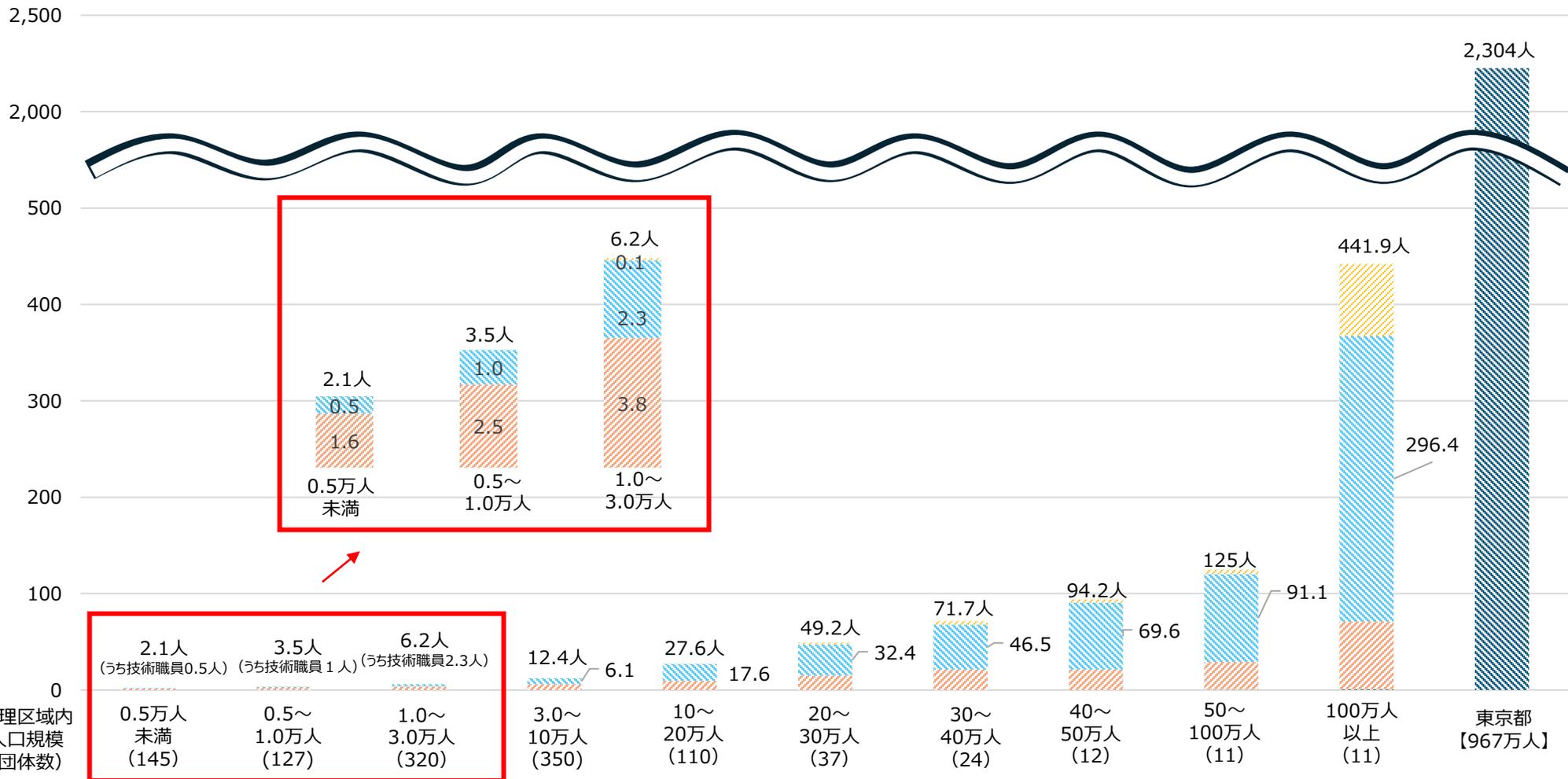
年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
職員平均数 (1事業あたり)	10.5	9.9	9.5	9.1	8.8	8.4	8.1	9.0	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8	8.5	8.4	8.1	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4

※下水道事業職員数は決算統計により作成。対象事業：法適用・法非適用の下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
 ※下水道事業職員数はR1までは常時雇用職員の数、R2からは常勤職員の数。
 ※地方公務員職員数は令和6年地方公共団体定員管理調査結果より。

【人口規模別】1団体当たりの下水道担当職員数

- 処理区域内人口規模3.0万人未満の団体では、下水道担当職員数は10人未満となっている。
 - **処理区域内人口規模が大きくなるほど、技術職員数が多くなるとともに、技術職員数が占める割合が大きくなっている。**
- (例) 30~40万人規模では技術職員47名程度、全体に占める割合65%程度

事務職員 技術職員 その他



※ R5 決算統計により作成。(対象団体数: 1,148団体)。対象事業: 特定公共下水道、流域下水道、道府県営下水道を除く法適用の下水道事業(公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽)
 ※ 職員数は常勤職員数を計上。 ※ その他: 技能職員等 ※ 一団体が複数の下水道事業を実施している場合も一団体として計上。 ※ 処理区域内人口規模: 一団体が複数の下水道事業を実施している場合はその合計。
 ※ 東京都の数値は東京都で実施する公共下水道の数値であるもの。

3. 公営企業における経営改革の推進に係る総務省の取組

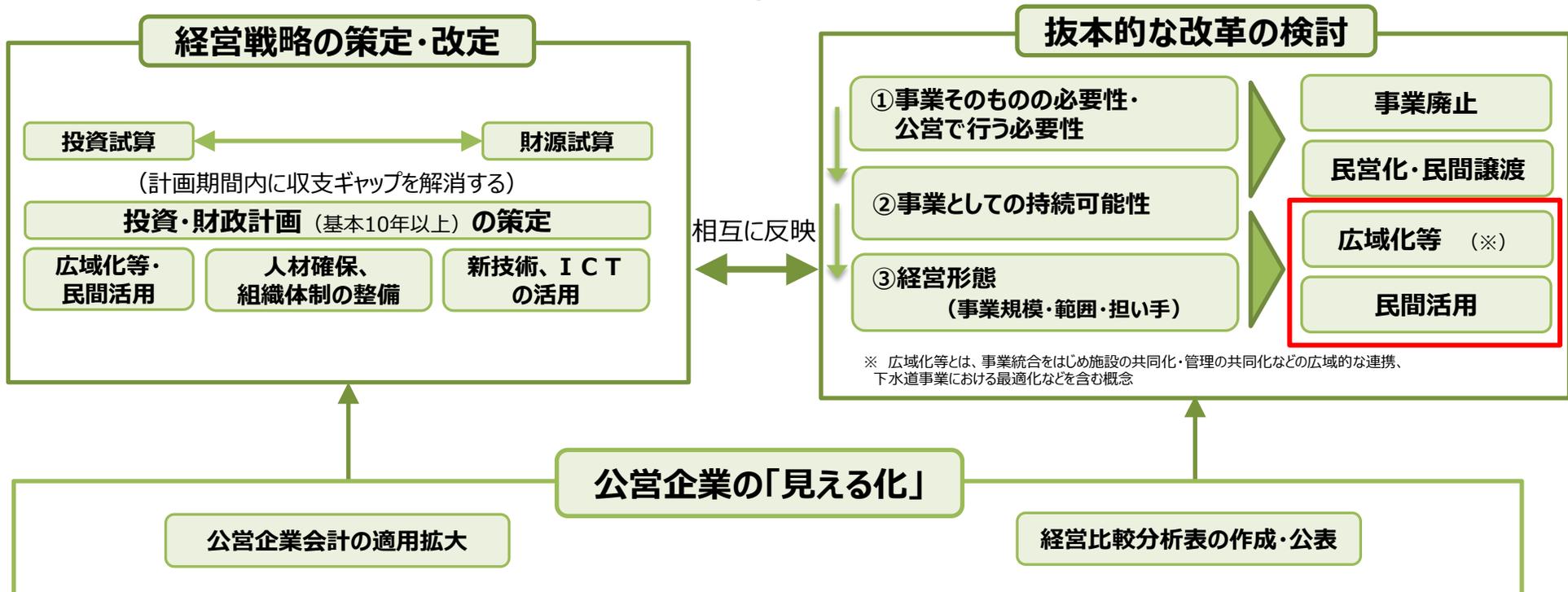
公営企業等の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進



経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和7年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,448事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,338事業（98.3%）、未策定の事業は110事業（1.7%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和7年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済 事業数(構成比)	②未策定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
水道	1,712 (99.4%)	11 (0.6%)	1,723 (100.0%)
うち上水道	1,289 (99.5%)	7 (0.5%)	1,296 (100.0%)
うち簡易水道	423 (99.1%)	4 (0.9%)	427 (100.0%)
工業用水道	139 (96.5%)	5 (3.5%)	144 (100.0%)
交通	75 (92.6%)	6 (7.4%)	81 (100.0%)
電気	84 (94.4%)	5 (5.6%)	89 (100.0%)
ガス	18 (100.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
港湾整備	84 (94.4%)	5 (5.6%)	89 (100.0%)
市場	129 (92.8%)	10 (7.2%)	139 (100.0%)
と畜場	33 (89.2%)	4 (10.8%)	37 (100.0%)
観光施設	180 (92.8%)	14 (7.2%)	194 (100.0%)
宅地造成	212 (87.6%)	30 (12.4%)	242 (100.0%)
駐車場	150 (93.2%)	11 (6.8%)	161 (100.0%)
下水道	3,522 (99.7%)	9 (0.3%)	3,531 (100.0%)
合計	6,338 (98.3%)	110 (1.7%)	6,448 (100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,338事業のうち、改定済の事業は3,368事業（53.1%）、令和7年度までに改定予定の事業は2,187事業（34.5%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに5,555事業（87.6%）が改定済となる予定。**

経営戦略の改定状況（令和7年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済 事業数(構成比)	②令和7年度に 改定予定 事業数(構成比)	小計 (①+②) 事業数(構成比)	③改定予定 (令和8年度以降) 事業数(構成比)	④未定 事業数(構成比)	合計 事業数(構成比)
水道	835 (48.8%)	675 (39.4%)	1,510 (88.2%)	162 (9.5%)	40 (2.3%)	1,712 (100.0%)
うち上水道	692 (53.7%)	455 (35.3%)	1,147 (89.0%)	114 (8.8%)	28 (2.2%)	1,289 (100.0%)
うち簡易水道	143 (33.8%)	220 (52.0%)	363 (85.8%)	48 (11.3%)	12 (2.8%)	423 (100.0%)
工業用水道	71 (51.1%)	40 (28.8%)	111 (79.9%)	23 (16.5%)	5 (3.6%)	139 (100.0%)
交通	25 (33.3%)	38 (50.7%)	63 (84.0%)	10 (13.3%)	2 (2.7%)	75 (100.0%)
電気	24 (28.6%)	37 (44.0%)	61 (72.6%)	18 (21.4%)	5 (6.0%)	84 (100.0%)
ガス	10 (55.6%)	5 (27.8%)	15 (83.3%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	18 (100.0%)
港湾整備	12 (14.3%)	52 (61.9%)	64 (76.2%)	19 (22.6%)	1 (1.2%)	84 (100.0%)
市場	16 (12.4%)	58 (45.0%)	74 (57.4%)	51 (39.5%)	4 (3.1%)	129 (100.0%)
と畜場	4 (12.1%)	15 (45.5%)	19 (57.6%)	12 (36.4%)	2 (6.1%)	33 (100.0%)
観光施設	23 (12.8%)	73 (40.6%)	96 (53.3%)	66 (36.7%)	18 (10.0%)	180 (100.0%)
宅地造成	50 (23.6%)	83 (39.2%)	133 (62.7%)	52 (24.5%)	27 (12.7%)	212 (100.0%)
駐車場	15 (10.0%)	70 (46.7%)	85 (56.7%)	56 (37.3%)	9 (6.0%)	150 (100.0%)
下水道	2,283 (64.8%)	1,041 (29.6%)	3,324 (94.4%)	177 (5.0%)	21 (0.6%)	3,522 (100.0%)
合計	3,368 (53.1%)	2,187 (34.5%)	5,555 (87.6%)	648 (10.2%)	135 (2.1%)	6,338 (100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進。**（令和7年度は10月に公表）

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

公営企業の経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要である。**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させること。**
- テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野（計9分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ **上下水道の広域化等**
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用 等

（2）支援の方法

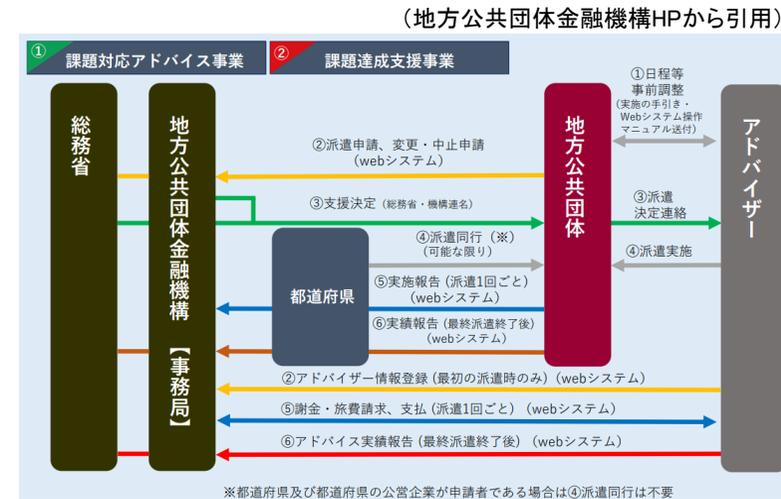
個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

事業申請の流れ

- ① アドバイザーとの事前調整
- ② 地方公共団体金融機構事務局へ派遣申請
- ③ 支援決定



「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「**地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集**」を平成29年3月に作成・公表し、**毎年度更新**を行ってきました。
- 今般、**公営企業の経営環境の変化**（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「**公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集**」（以下「事例集」という。）を**作成・公表**することとしました。

事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む**12の取組類型**（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、**包括的民間委託**、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた**合計357事例**を掲載。（令和7年3月時点）
- **1事例当たり1ページ**で掲載するとともに、**重要箇所を赤字下線で強調**することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り**数値を用いて定量的に記載**することで、取組の効果を具体的に表示。

下水道事業は155事例を掲載

<掲載例>

事例名

取組の概要

- ◆ 総事業費
 - ・ 取組に要した事業費
- ◆ 背景
 - ・ 公営企業が直面していた課題
 - ・ 取組開始までの経緯
- ◆ 具体的内容
 - ・ 導入した施設・設備など取組の詳細な説明
- ◆ 効果
 - ・ 定量的・定性的な効果

取組のポイント

- ・ 取組を成功させるために工夫した点
- ・ 他の公営企業において特に参考となる点

団体名

【秋田県】

生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における難しい経営局面に対応するため、**新たな第三者組織の設立**を行った。

◆ 総事業費 設立経費 出資金 1億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）
受託額 約1.8億円（令和6年度）

◆ 背景

- ・ 秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約3割減少している。
- ・ 標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の3%程度（R5年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- ・ 人口減少が進み有収水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- ・ 県内全自治体が連携し、**将来を見据えた新たな体制を構築することとした。**

◆ 具体的内容

- ・ 官のノウハウ（政策立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、**官民出資会社を設立した。**
- ・ 民間事業者については、公募により決定した。
- ・ 官民出資会社へ**県・市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。**
- ・ 官民出資会社において、**県、秋田市、男鹿市、北秋田市、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村、美郷町（県内25市町村のうち9市町村）から業務を受託。**
- ◆ 効果
 - ・ 地域事情や財政状況等を踏まえた効率的な高い計画の立案が可能となる。
 - ・ 小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

取組のポイント

- ・ 単独の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、**県内の全自治体が連携して対応した。**
- ・ **A・モノ・カネ**の課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の3点とした。
 - ① 計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
 - ② 事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監督補助、技術相談等）
 - ③ 技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

取組類型

広域化等

事業名

下水道事業

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

◆ 公営企業情報

- ・ 行政区域内人口 92.6万人（令和5年1月1日時点）
- ・ 行政区域内面積 11,637km²（令和5年1月1日時点）
- ・ 流域下水道処理区域内人口 50.2万人（令和4年度末）



◆ 取組のスケジュール

- ・ 令和5年3月 県・市町村が連携協約を締結
- ・ 令和5年11月 官民出資会社を設立
- ・ 令和6年4月 本格的に運営を開始（体制増強）

◆ 今後の展望

- ・ 当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- ・ 施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- ・ 他インフラ分野への支援拡大も検討。

【掲載URL】公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

担当部署

公営企業情報

- ・ 公営企業の規模を示す情報

取組の概要を表す図

取組のスケジュール

今後の展望

- ・ 取組開始後の新たな課題
- ・ 今後の予定